



埼玉県
委託事業

埼玉県マスコット
「コバトン」
「さいたまっち」

「もう引っかからない！」
「その手には乗らない！」

「ウソ」「大げさな」表示に注意！ 広告の注意点を学ぶ講座

インターネット上の不当表示の
事例を中心に、広告表示について
学びませんか？

定員40名

8月22日(木) 熊谷市立商工会館 3階会議室
10時～12時での開催です

講師：弁護士 貞松 宏輔氏(はるか法律事務所)
埼玉弁護士会消費者問題対策委員会委員
埼玉消費者被害をなくす会差止め・被害回復検討委員

受講料は**無料**、どなたでも受講できます。
ただし、小学生以下は保護者同伴でお願いします。



こんな方にオススメです。

- ・インターネット通販をよく利用する方
- ・家族のインターネット通販利用に不安のある方
- ・「期間限定」、「今だけ割引」に魅かれやすい方
- ・中学生、高校生も受講できます

飲むだけでやせる
サプリ？
本当かな・・・??



消費者問題に精通した弁護士の話を知る貴重な機会です！

申込先：埼玉消費者被害をなくす会

電話またはメールで
お申込みください。

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-11-5

電話・FAX: 048-829-7444 メール: nakusukai.30@saitama-k.com



会場案内

皆様お誘いあわせの上、是非お越しください。皆様のお越しをお待ちしております。



令和元年8月22日(木) 10時～12時
熊谷市立商工会館 3階会議室

熊谷市宮町2-39
JR高崎線「熊谷駅」北口から徒歩8分

他にも会場があります。
詳細はこちら↓



※受講された方の中から「不当な広告」を情報提供していただけるボランティアを募集します。
(埼玉県の事業への協力者です。ボランティアの登録は任意です。)

